

○高岡市勤労者余暇活用センター条例

平成17年11月 1 日

条例第163号

(設置)

第1条 勤労者の余暇を活用した体力の増進及び教養の向上に資するため、高岡市勤労者余暇活用センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市勤労者余暇活用センター

位置 高岡市城光寺25番地7

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の体力づくりに関すること。
- (2) 勤労者の教養、趣味及びレクリエーションに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、勤労者の有意義な余暇活用に関する事業

(指定管理者による管理)

第3条の2 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の5 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日(10月の第2月曜日を除く。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用対象者)

第4条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する勤労者及び市内の事業所に通勤する勤労者とする。ただし、指定管理者がその利用に支障がないと認める場合は、その他の者にセンターを利用させることができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 許可を受けた利用目的以外にセンターを利用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第6条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の許可の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を別表第2に定める利用回数券により納付

することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市勤労者余暇活用センター条例(平成15年高岡市条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第262号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市勤労者余暇活用センター条例第5条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市勤労者余暇活用センター条例第5条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発行した利用回数券については、改正後の別表第2の規定にかかわ

らず、なお使用することができる。

附 則(平成31年3月26日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の5第1号の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行した利用回数券については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお使用することができる。

別表第1(第9条関係)

1 占用利用

区分	基本利用料金(円)					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午後6時～ 9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 9時	午前9時～ 午後9時
研修室(1)	1,100	1,430	1,650	1,980	2,420	3,080
研修室(2)	880	1,100	1,320	1,540	1,870	2,420
会議室	1,100	1,430	1,650	1,980	2,420	3,080
多目的室	1,100	1,430	1,650	1,980	2,420	3,080
教養文化室	1,210	1,650	1,870	2,200	2,750	3,300
体育室	4,120	5,610	6,270	7,750	9,400	11,550

備考

- 1 入場料を徴収する場合の利用料金は、基本利用料金に5割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 超過利用料金は、1時間につき基本利用料金に2割を乗じて得た額とする。
- 3 冷房又は暖房利用料金は、基本利用料金(超過利用料金がある場合には、超過利用料金を加算した額)に3割を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 個人利用

区分		金額(円)
体育室	一般	250(1回2時間以内)
	小・中学生	110(1回2時間以内)
トレーニング室	一般	250(1回2時間以内)

別表第2（第9条関係）

区分		種類	金額(円)
個人利用	一般	250円券(11枚つづり)	2,500
	小・中学生	110円券(11枚つづり)	1,100